

参考資料

令和2年5月18日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和2年5月15日付託分)

教育委員会

目

次

I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する 条例関連の新旧対照表 -----	1
---------------------------------------------------------	---

I 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表  
 〈第2条関係〉

改正後	改正前
附 則 1～54（略） <u>（期末手当に関する特例）</u>	附 則 1～54（略） <u>（新設）</u>
55 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>（勤勉手当に関する特例）</u>	（新設）
56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u>	

参考

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例により改正する条例

- (1) 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例
- (2) 学校職員の給与等に関する条例
- (3) 任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 任期付職員の採用等に関する条例